

全文データはこちらへ
(市公式ホームページ)



武蔵野市農業振興基本計画

平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
<令和 3 (2021) 年度改定版>

概要版
(第 2 版)

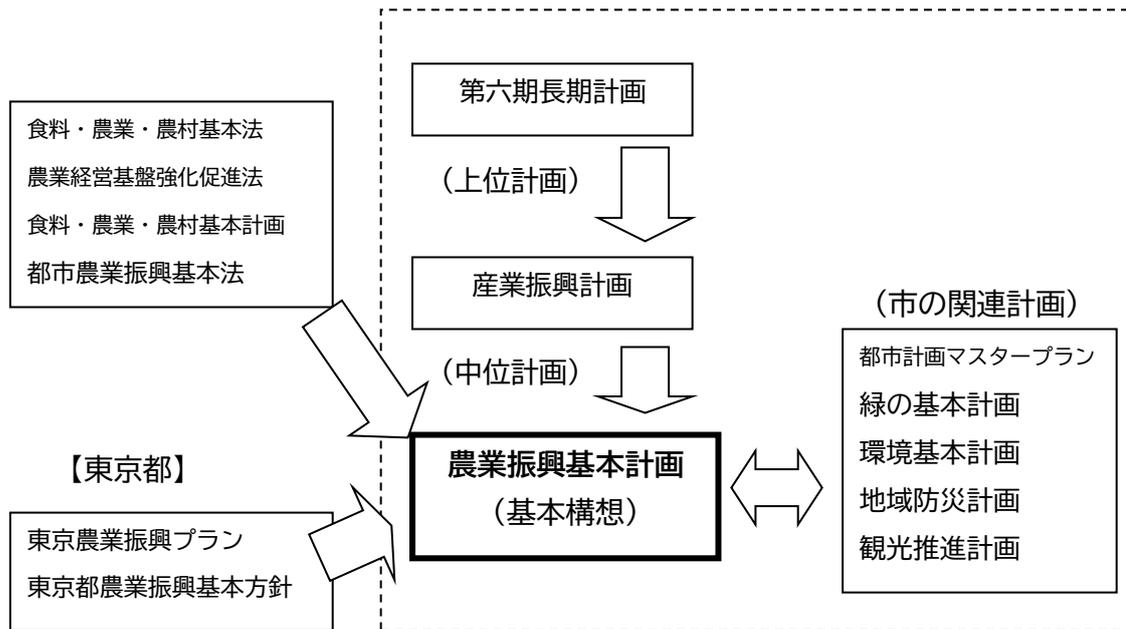
武蔵野市農業振興基本計画とは、農業経営基盤強化促進法の第 6 条に基づく基本構想として定めるものであり、本市では平成 11 年度に初めて策定されました。計画(第 1 期)の策定以降、国や東京都、本市の長期計画等との整合を図りながら、平成 17 年度に第 2 期目の計画を策定し、平成 22 年度には計画(第 2 期目)の中間見直しを実施しました。本計画は、平成 27 年度に策定された第 3 期目の計画になりますが、このたび中間見直しを行い、改定する運びとなりました。

■ 本改定計画策定の目的

平成 27 年度の計画策定から現在までの本市農業を取り巻く状況の変化や、その間に改正・施行された法制度への対応等を盛り込むことを目的に、本改定計画は策定されました。

■ 本改定計画の趣旨と位置付け

本改定計画は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく武蔵野市農業基本構想として策定されたものであり、東京都の「東京農業振興プラン」や「東京都農業振興基本方針」及び「武蔵野市第六期長期計画」等との整合・連携を図りながら、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進めることが目的です。



■ 本改定計画の期間

本計画期間の平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間のうち、本改定計画が対象とするのは、後期にあたる令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間となります。

■ 本改定計画策定の手法と経緯

本改定計画の策定にあたっては、武蔵野市農業振興基本計画見直し検討委員会を設置し、学識経験者や農業委員会委員、農業者、公募委員を含む 10 名により全 5 回にわたる議論が行われました。

また、令和 3 年 8 月に市民及び農業者向けのアンケート調査を実施するとともに、同年 11 月から 12 月にかけては、武蔵野市自治基本条例に基づく意見聴取手続(パブリックコメント)を実施し、市民の意見を取り入れながら、策定を行いました。

■ 本市農業の将来像

安全・安心 武蔵野農業 ～市民の豊かな生活を彩る～

■ 本市農業の基本的な方向性

- ・ 市民生活を支える都市農業の保全をはかる
- ・ 市民生活を豊かにし、市民とふれあう農業を築く
- ・ やりがいのある農業経営を進める

■ 重点施策

(1) 農地の保全

農地の減少に歯止めをかけ、農地の保全を図ります。

令和7年度の目標値

- * 農家戸数の減少を15%に抑え、62戸の農家の存続を確保する。
- * 農地面積の減少を15%に抑え、26haの農地を確保する。
- * 生産緑地の減少を抑え、追加・再指定を推進する。

(2) 人と環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農薬の使用量の低減や堆肥を使用した土づくりによる化学肥料の低減等、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業への取組みを支援していきます。

令和7年度の目標値

- * 環境保全型農業助成事業の対象資器材等を拡大するなど、より利用しやすい制度を検討し、環境にやさしい農業を推進する。
- * J A東京むさし武蔵野新鮮館の販売農産物では、トレーサビリティの制度を導入しているが、その他すべての直売所等で販売される農産物でも対応できるようにする。

(3) 市民とふれあう農業の推進

市民からは農業・農地を活用した事業の実施が期待されています。本来、農地は農作物生産のために存在するものですが、後継者不足や高齢化等を理由に宅地や駐車場等に転用されることを防ぐためには、市民農園として農地を残すことで、市民が農業に触れ合うことができる場の提供を拡大することにつながるのと考えから、今後も地域性を考慮し増設を検討していきます。また、農業公園、体験農園等、市民が農業に触れ合う場を関係部署と連携しながら検討していくとともに、直売所での販売を通じた市民と農業者のふれあいを促進していきます。

学校給食においても、地場産率の向上を目指し、市内小中学校に供給し続けられるよう支援をしていきます。

令和7年度の目標値

- * 学校給食における市内産農産物の使用割合（重量ベース）を、計画策定時の26.3%から35%に増やす。
- * 市民農園は、設置場所等の均衡を図り、市民が身近に利用できるよう整備・拡充していく。
- * 体験農園は、農作業を通じて農家との交流を深めたいという市民のニーズに応える場としてその活用を促す。
- * 直売所の充実、PRを支援し、市民が農業者とふれあえる場とする。

(4) 経営感覚に優れた農業者への支援

認定農業者及び都市型認定農業者並びに認定新規就農者を積極的に育成・支援していきます。また、経営体としての視点を重視し、家族経営協定の締結を促進します。

令和7年度の目標値

- * 農家戸数の65%が認定農業者又は都市型認定農業者になることを目標とする。
- * 家族経営協定の締結を支援する。

■ 本改定計画における施策の体系

施策の具体的方向	施策の基本的な取組
(1) 農地の保全	① 生産緑地及び特定生産緑地の保全と追加指定の推進 ② 宅地化農地の保全 ③ 都市農地貸借円滑化法を活用した農地の保全 ④ 生産緑地買取・活用支援事業の研究
(2) 都市農地の多様な機能の発揮	① 防災機能の発揮 ② 農業景観の保全 ③ 都市環境の維持・確保 ④ 生物多様性の保全 ⑤ 農業体験の支援及び推進 ⑥ 農福連携の推進
(3) 人と環境にやさしい農業の推進	① 安全で新鮮な農産物の生産と提供に向けた支援 ② SDGsを意識した環境保全型農業の推進 ③ 農あるまちづくりの推進
(4) 食と農の教育	① 農を通しての食育の推進 ② 農業体験機会の充実
(5) 農業の伝統・文化の保存と継承	① 農業を通じた伝統・文化の継承 ② 品評会の実施
(6) 地産地消及び多様な販売方法の推進	① 顔の見える農産物の生産支援 ② 高付加価値化の推進 ③ 直売体制の改善支援 ④ 学校給食における活用支援 ⑤ 他産業との連携の推進 ⑥ ふるさと応援寄附の活用
(7) 経営感覚に優れた農業者の育成	① 認定農業者・都市型認定農業者及び認定新規就農者の育成・支援 ② 女性農業者の参画の推進 ③ 他地域の農業者との交流促進 ④ 職としての魅力を高める
(8) 農業後継者と多様な担い手の確保と育成	① 後継者の育成・支援 ② 援農ボランティア等の育成・活用
(9) 安定した農業経営確立の支援	① 施設・設備・機械化の支援 ② 農作業の省力化の支援 ③ 消費者との交流の推進 ④ 生産性の向上支援 ⑤ 農業経営確立の支援 ⑥ 国・都・農業関係団体との連携
(10) 情報発信の充実	① 様々な媒体を活用した広報活動のさらなる推進 ② 直売情報の提供 ③ 観光情報の提供 ④ 都市農業・農地に係る法制度等の啓発